

子宮頸がん予防（HPV）ワクチン接種のお知らせ

子宮頸がん予防（HPV）ワクチンとは、子宮頸がんから最も多く検出されるHPV（ヒトパピローマウイルス）の16型・18型に対する抗原を含む不活化ワクチンです。現在、無料で接種できるワクチンには9価（シルガード9）・4価（ガーダシル）・2価（サーバリックス）の3種類があり、9・4価ワクチンはHPV16型・18型の2種類以外に尖圭コンジローマ（生殖器にできる良性のイボ）の主要な原因となるHPV6型・11型に対する抗原を含みます。このワクチンは、HPVに感染前の女性に接種することが効果的です。

＜接種対象者＞ 小学6年～高校1年生相当の女性（接種時に大阪市に住民登録のある方）

＜接種費用＞ 無料（大阪市と契約している委託医療機関で接種を受ける場合）

＜接種ワクチン＞ 9価ワクチン（シルガード9）・4価ワクチン（ガーダシル）
・2価ワクチン（サーバリックス）

ワクチン接種を受けていても、子宮頸がん検診は必要です。20歳になったら、2年に1度検診を受けましょう。

1. 予防接種を受ける前に

（1）一般的注意

気にかかることや分からないう�があれば、予防接種を受ける前に医師に質問してください。

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。保護者が責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

（2）予防接種を受けることができない方

①明らかに発熱している方（通常は37.5℃を超える場合）

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方

③このワクチンの成分に対して過敏症（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応を含む）をおこしたことがある方

④その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいと言われた方

（3）予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

①血小板が少ない方や出血しやすい方

②心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方

③過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた方

④過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方

⑤過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方もしくは先天性免疫不全と診断された近親者がいる方

⑥妊娠あるいは妊娠している可能性のある方（3回の接種期間中を含む）

⑦現在、授乳中の方

2. 予防接種の受け方

【接種予約】委託医療機関へ電話などで申し込んでください。

※委託医療機関一覧については、大阪市ホームページ「[各種予防接種委託医療機関について](#)」をご覧ください。

【接種当日】接種当日は、原則保護者が同伴してください。同封の予診票及び医療機関にある実施申込書に必要事項を記入していただき、体温を測定し、医師の診察により接種できるかどうかの判定を行います。この結果接種できるときには、保護者の方に、自署（サイン）していただいてから接種します。（※ただし、13歳以上の方については、あらかじめ接種することへの保護者の同意を、予診票の保護者自署欄（表・裏の二か所）により確認できた場合は、保護者の同伴を要しません）

当日、発熱等の理由により接種できなかった場合には、改めて予診票に記入し、医療機関から指示された日時に接種を受けてください。

裏面に続く

3. 予防接種の主な副反応

主な副反応は、発熱や、局所反応（疼痛、発赤、腫脹）です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後30分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）等が報告されています。

4. 接種をうけた後の注意事項

- (1) 接種を受けた後に、重いアレルギー症状や血管迷走神経反射として失神が起こることがありますので、失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、保護者又は医療従事者に腕を持つなどして付き添ってもらうようにし、接種後30分間はその場で座って様子をみるようにし、30分たってから医療機関を出るようにしましょう。
- (2) 接種後は副反応の出現に注意し、症状がある場合はすみやかに接種した医師の診察を受けてください。
- (3) 入浴は差し支えありませんが、注射部位をこするのはやめましょう。
- (4) 接種当日は、体調の変化に気を配り、激しい運動はさけましょう。
- (5) 予診票の控えは、大切に保管しておいてください。

5. 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会において審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、お住まいの区保健福祉センターへご相談ください。

《各区保健福祉センター》

区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
北	06-6313-9882	天王寺	06-6774-9882	城東	06-6930-9882
都島	06-6882-9882	浪速	06-6647-9882	鶴見	06-6915-9882
福島	06-6464-9882	西淀川	06-6478-9882	阿倍野	06-6622-9882
此花	06-6466-9882	淀川	06-6308-9882	住之江	06-6682-9882
中央	06-6267-9882	東淀川	06-4809-9882	住吉	06-6694-9882
西	06-6532-9882	東成	06-6977-9882	東住吉	06-4399-9882
港	06-6576-9882	生野	06-6715-9882	平野	06-4302-9882
大正	06-4394-9882	旭	06-6957-9882	西成	06-6659-9882